

市内 保育施設利用保護者 各位

逗子市教育委員会 教育部

緊急事態宣言に伴うお知らせ【休止施設要請後】

本年3月より新型コロナウイルスの感染防止にご理解、ご協力いただき厚くお礼申し上げます。

さて、新型コロナウイルスの感染対策として緊急事態宣言が出され、現在が感染の防止のための重要な局面となっています。

このような状況であることを受け、**保育施設・放課後児童クラブのご利用を今まで以上に控えていただくことについて、保護者の皆様に強く要請**いたします。

また、令和2年4月10日付けで神奈川県知事より、特別措置法に基づく緊急事態措置として、休止を要請する施設の使用停止及び催物の開催の停止要請がありました。**これら施設にお勤めの保護者は、特に保育施設を利用されませんよう、重ねて強く要請**いたします。

※県が休止を要請する施設は、市ホームページでご確認ください。

保護者の皆様におかれましては、密閉・密接・密集となる状況や不要不急の外出を控えて頂き、感染防止のため登園についても特段のご協力をお願い申し上げます。

なお、今後の状況の変化に応じて、本市の対応を変更する可能性があります。

○登園等自粛要請期間

- ・令和2年4月13日(月)から同5月6日(水)まで

○保育所等の保育料の減免について

- ・0歳児～2歳児が対象となります。(3歳以上は保育料が無償化されています。)
- ・毎月の保育料は当月末に通常通り引き落としを行い、登園状況に応じて翌月以降に対応いたします。
- ・手続きについては、後日改めてご案内します。お問い合わせはご遠慮ください。

○ご利用上の注意

- ・**保護者の仕事が休みの日は、利用はできません。**

***在宅勤務の方、育児休業中の方は感染予防のため自宅で保育してください。ならし保育が必要な方は、園とスケジュールを調整した上で利用してください。**

- ・お子様の体調について、いつもにも増してご注意ください。

***登園前に必ず検温をしてください。**

- ・園児も保護者も、微熱や呼吸器症状(咳や息苦しさなど)がある場合は、登園・就労を控え、経過観察や受診など適切に対応してください。

逗子市教育委員会 保育課

電話 046-873-1111 内線 531